

経済界要望を踏まえた 行政手続などのデジタル完結に 向けて

2022年5月20日

デジタル庁

経済界要望の全体像と対応方針

- 日本経済団体連合会等を中心に経済界より受領した約1,900件の要望を、デジタル原則やテーマに基づき類型化した上で、先行事例を構築できた類型から、各府省庁に自主点検の実施等を依頼し、同様の規制があれば一括的な見直しを行う。
- 令和4年末を目途に主な経済界要望については見直し方針を決定、公表する。

経済界要望 約1,900件	
行政手続 約1,200件	行政手続以外を含む 約700件
「紙・人の介在」等に関する規制 約1,050件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認（生体認証等）や真正性（電子署名、タイムスタンプ等）がネックとなり自動化等ができない（無人店舗販売等） ・ 民間の契約当事者間で書面交付等を要求する規制がある ・ 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができない ・ 目的外利用規制等によりデータ再利用ができない ・ ベースレジストリ未整備等によりデータ再利用ができない（空間ID等） ・ 行政や準公共分野のデータを民間にも利用させてほしい ・ 土業の業務独占や判定基準・手法の限定、もしくは基準が不明確等のためデジタル技術が活用できない ・ 国内外のイコールフットィングを確保してほしい
7つの先行検討項目 約200件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視、実地監査 ・ 定期検査・点検 ・ 常駐・専任 ・ 講習、掲示、閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「紙・人の介在」等以外の規制 約150件 ・ FD/CD/DVD等でのデータ保存・提出を要求 ・ 各省間等で重複する申請・届出を異なる様式で要求 ・ 地方公共団体毎に申請・届出の様式が異なる
残る「書面・対面規制」約850件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【民→官】申請・届出・提出に「書面」等を要求 ・ 【民→官】申請・届出・提出に「対面」を要求 ・ 【官→民】交付・通知に「書面」等を要求 ・ 【官↔民】政府調達契約で「書面」等を要求 ・ 行政手続でキャッシュレス支払いができない ・ 書面の備付け・携帯を要求 ・ 物理的な拠点設置を要求 ----- ・ 【テーマ別】 <ul style="list-style-type: none"> 人事・総務・経理関連 モビリティ関連 不動産、建築、医療介護、金融等関連 	

本日取り上げるテーマ

○ 経済界要望の多くを占める行政手続の「書面・対面規制」については、デジタル原則への適合のためには、ルール／規制に加え、システム、業務の一体的な改善・見直しが必要。

- ① エンドツーエンドでのデジタル完結を含むデジタル原則の徹底：モビリティ分野を例に
- ② システムの見直し
- ③ ルール等の見直し：申請等、書面交付・通知、④データ保存、⑤官報

経済界要望 約1,900件

行政手続 約1,200件

行政手続以外を含む 約700件

「紙・人の介在」等に関する規制 約1,050件

「紙・人の介在」等以外の規制 約150件

- 本人確認（生体認証等）や真正性（電子署名、タイムスタンプ等）がネックとなり自動化等ができない（無人店舗販売等）

7つの先行検討項目 約200件

- 目視、実地監査
- 定期検査・点検
- 常駐・専任
- 講習、掲示、閲覧

- FD/CD/DVD等でのデータ保存・提出を要求

- 民間の契約当事者間で書面交付等を要求する規制がある

- 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができない

残る「書面・対面規制」約850件

- 【民→官】申請・届出・提出に「書面」等を要求
- 【民→官】申請・届出・提出に「対面」を要求
- 【官→民】交付・通知に「書面」等を要求
- 【官↔民】政府調達契約で「書面」等を要求

- 各省間等で重複する申請・届出を異なる様式で要求

- 目的外利用規制等によりデータ再利用ができない
- ベースレジストリ未整備等によりデータ再利用ができない（空間ID等）

- 行政手続でキャッシュレス支払いができない
- 書面の備付け・携帯を要求
- 物理的な拠点設置を要求

- 地方公共団体毎に申請・届出の様式が異なる

- 行政や準公共分野のデータを民間にも利用させてほしい

• 【テーマ別】

人事・総務・経理関連

モビリティ関連

不動産、建築、医療介護、金融等関連

- 土業の業務独占や判定基準・手法の限定、もしくは基準が不明確等のためデジタル技術が活用できない

- 国内外のイコールフットィングを確保してほしい

等

①モビリティ分野におけるデジタル 原則の徹底とその先のビジョン

(別紙1) 日本自動車工業会資料

モビリティ分野で寄せられた要望全体像

- 自動車の開発・製造から廃車までのライフサイクル全般において、行政手続やデータベース整備等に関する要望を242件受領。（ライフサイクルに係る要望108件。その他要望134件）



開発、製造

- 型式指定申請情報のデータベース化、および、各種申請時に型式指定申請情報の利活用による重複申請の排除 他

販売

- 自動車登録申請、保管場所申請のデジタル化
- 車検証のデジタル化とステッカー類交付の廃止
- 軽自動車登録におけるワンストップサービス対応 他

利用（個人・営業）

- 車検証、自賠責保険証明書のデジタル化による備え付け義務の廃止
- 旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)、有償貸渡業(レンタカー業)、貨物運送事業(トラック事業)等の事業許可申請のデジタル化
- 運行前日常点検のデジタル化や部品交換サイクル最適化のための車両運行データ等の利活用 他

廃車

- 解体自動車の再資源化申請のデジタル化 他

②行政手続のデジタル原則適合に向けたシステム面のアプローチ

(別紙2) デジタル庁藤本CTO資料

③書面・対面規制の見直し

行政手続のデジタル原則適合に向けた今後の対応（案）

1. e-Gov等の共通情報システムの重点整備及び利用の促進

- 申請・審査・通知等の一連の行政手続に関わる共通情報システム（e-Gov等）については、多くの手続で課題となっている「地方自治体のシステムとの連携」や「交付・通知手続に関する機能の追加・拡張」を含め、デジタル庁内で重点的な整備と利用の促進に向けて検討し、各府省庁でのオンライン化対応を後押し。

2. 利用者目線でのUI・UXの改善に向けた先行事例の構築、類型の提示

- 大規模手続等のヒアリングを行い、好事例や共通課題の分析を踏まえた先行事例の構築や類型の提示等により、行政手続のデジタル原則への適合を推進。

※ API連携、ID共通化などの先進的な取組事例の情報提供、個人認証や目的外利用の考え方の整理、各種ガイドラインの整備等について検討。

3. 規制・業務・システムの一体的な改善・見直しの推進

- 上記1. 2. の取組を踏まえ、全ての行政手続のデジタル原則適合に向けて、各府省庁におけるルール・慣行の見直し、業務のDX、システム整備の一体的な推進を要請。

※ 書面・対面の行政手続について、原則、令和7年までにオンライン化する方針となっているところ、エンドツーエンドでのデジタル完結を目指す観点から、書面による交付・通知を行う手続の見直しも併せて推進。

申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制に関する方針

- 経済界要望において、行政手続の書面・対面規制の見直しを求める内容が数多く存在すること等を踏まえ、ルール・慣行の見直し、業務のDX、システム整備の一体的な取組を推進する。

PHASE1

紙・人の介在

法令、慣行等により、イ) 行政機関の窓口等での対面かつ書面、ロ) 行政機関に対する①申請・届出など、行政機関からの②交付・通知などが書面

①申請・届出 (民間→行政)
(約2万5千件)

②交付・通知 (行政→民間)
(約1万5千件)

PHASE2

オンライン化

オンライン申請・届出を可とする
「規制改革実施計画」に基づき、
令和7年末までに原則オンライン化方針

オンライン交付・通知を可とする
今後、各府省庁に検討を要請

PHASE3

オンライン
利用率の向上

「オンライン利用率を大胆に引き上げる
取組 (規制改革実施計画)」に基づき、
各府省庁に計画策定・公表等を要請

申請に基づかない交付・通知も含め
先行事例の分析や類型の提示等を検討

※上記取組で、年間10万件以上の手続については、エンドツーエンドのオンライン完結を要請

※利用者数や費用対効果等の
状況を鑑みながら検討

PHASE4

デジタル完結の実現

e-Gov等の共通情報システムの重点整備・利用促進等により、
エンドツーエンドのデジタル完結や、UI・UXの改善等に向けた取組を推進

原則として、全ての手続が、行政内部を含めてエンドツーエンドでデジタル化
(行政機関の判断や手続の精緻化・自動化を含む)

④データ保存形式規制の見直し

データ保存形式規制の見直しについて

- 経済界より、複数の申請・届出等の行政手続において、FDやCD、DVD等の記憶媒体に格納しての書類提出を求める規定が残っており、データの授受等に媒体を要さないオンライン手続を可能としてほしいとの要望あり（計14件）。
- そのうち所管省庁にてオンライン化を実現または計画されていないものについて検討を実施。

< 経済界からの要望（抜粋） >

条文	該当規定
土壌汚染対策法施行規則	（光ディスクによる手続） 第七十七条 第一条第二項、第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、（略）第三十七条の規定による計画並びにこれらの添付図面及び添付書類（以下この条において「報告書等」という。）の提出については、当該報告書等に明示すべき事項を記録した 光ディスク及び様式第三十一の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。
建設業法	（電子計算機による処理に係る手続の特例等） 第三十九条の四 許可申請書の提出その他のこの法律の規定による国土交通大臣又は都道府県知事（登録経営状況分析機関を含む。）に対する手続であつて国土交通省令で定めるもの（次項において「特定手続」という。）については、国土交通省令で定めるところにより、 磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。同項において同じ。）の提出により行うことができる。
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	（フレキシブルディスク等による手続） 第二百八十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した フレキシブルディスクその他これに準ずる物として厚生労働大臣が定めたもの並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

データ保存形式規制の見直しに関する先行事例の構築：環境省

- 環境省において、まずは土壌汚染対策法等における、書面に代わって光ディスクによる手続を認める規定について、光ディスクによる手続に限定されていると誤解を招かないよう規定を見直す（省令改正）。
- あわせて、システム面の整備も行う。
 - ・当面は、メールや大容量データ授受システムの活用等によるオンライン対応を各自治体に推奨
 - ・オンライン申請システム（eMOE）の準備が整い次第、システムでの運用を開始（令和6年度予定）
- 土壌汚染対策法等の先行事例をふまえ、環境省全体で同様の規定を洗い出し、順次オンライン化。

<環境省における見直しスケジュール（予定）>

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
土壌汚染対策法等	法令		省令改正			
	システム	メール・外部ストレージ等	準備	自治体でのメール・外部ストレージ等によるオンライン対応の拡充		
		オンライン申請システム（eMOE）	準備		順次運用開始	
環境省全体		対象規定の洗い出し	検討・順次見直し			

⑤電子官報の実現に向けて

(別紙3) 参考資料「諸外国の法制事務のデジタル化に関する事例の調査（中間報告）」

電子官報の実現に向けて

- 経済界より、官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができないので、電子官報を実現してほしいとの要望あり。
- 現在、独立行政法人国立印刷局が配信している「インターネット版官報」(PDF)も「官報」として位置付けるため、内閣府と独立行政法人国立印刷局が中心となり、内閣官房、財務省、事務局等の関係機関が協力し、令和4年末までに課題の洗い出しを行い、工程案を作成する。さらに、中長期的な課題として、電子官報の在り方として、データ再利用等が行えるデータ形式についても検討する。

<主な論点>

- ① 現状のインターネット版官報（以下「PDF官報」という。）を「官報」と位置付けるための手続き上の措置（特に、立法措置の要否）。
 - ・ 紙媒体の官報を廃止し、PDF官報のみを「官報」とするには立法措置が必要か。
 - ・ 紙媒体の官報とPDF官報をいずれも「官報」として併存させる場合、PDF官報を「官報」（原本）と位置付けるための立法措置が必要か。
- ② 官報を利用する各制度においてPDF官報を「官報」として取り扱うことの可否。
 - ・ PDF官報を「官報」と位置付ける上では、個別の制度における官報の取扱いが問題となり得るのではないか。
 - ・ この点について、今後、各制度の所管省庁・機関に対して網羅的に意見照会を行う必要があるのではないか。
- ③ PDF官報を「官報」と位置付けた上で、電子官報の在り方として、検索、データ再利用等が行えるデータ形式についても検討が必要ではないか。

紙および電子媒体の官報の法的位置づけ

「法令の公布は官報を以てする」

- かつては公式令において「（法令を含む）公文の公布は官報を以てする」と規定
公式令 第十二条 前数条ノ **公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス**
- 戦後、公式令が廃止され、「次官会議了解」によって、当分の間、従前通りの運用がなされることとなった。
公式令廃止後の公文の方式等に関する件（昭和二二年五月一日 次官会議了解）
公式令は、五月三日を以て廃止されるが、これに代わるべき法令は差當つては制定しないので、公文の方式等については、当分の間左の通りに取り扱うこととする。
（略）
五 **法令その他公文の公布は、従前の通り官報を以てすること。**
- 昭和32年の最高裁判決においても、次官会議了解と同趣旨の判示がなされた。
「（略）公式令廃止後の実際の取扱としては、法令の公布は従前通り官報によってなされて来ていることは上述したとおりであり、特に国家がこれに代わる他の適当な方法をもって法令の公布を行うものであることが明らかな場合でない限りは、**法令の公布は従前通り、官報をもってせられるものと解するのが相当**であって、（略）」
- 下記を含む660法令について、官報で公布、公告又は公示することとされている。
 - ✓ 国家公務員法 第十六条 ② 人事院規則及びその改廃は、**官報をもって、これを公布する。**
 - ✓ 最高裁判所公文方式規則 第二条 最高裁判所規則の**公布は、官報を以てこれをする。**
 - ✓ 会計検査院規則の公布に関する規則 第二条 会計検査院規則は、**官報で、これを公布する。**

インターネット版官報（PDF）は紙の官報の「附属物」

参議院法務委員会<第159回国会>

吉田博美君（問）電子官報の法的性格とその位置付けはどのようにされたのでしょうか。また、従来の官報との関係はどのようになるのでしょうか。

政府参考人 法務省民事局長（答）（略）いわゆる原本の官報というのは紙の官報であるということは従来どおりでございまして、電子官報が紙の官報と離れて独立に官報としての法的性質を持つということはないとされております。したがって、**電子官報は紙の官報の附属物**と、こういう理解がされております。